

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	池上地区 (戸坂、尾崎、谷、新村、池上、平、上高橋、春日 白坪 田崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月4日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

池上地区は平野部では稲作中心の農業者が多く、山間部では果樹栽培が営まれている。有機栽培米やネーブルなどの特産化が図られている。住宅地に近接している農地も多く、営農には地域住民との協力が必要である。現在の耕作者も高齢化が進んでおり、担い手不足や鳥獣による被害も今後の課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

池上地区は平坦部での稲作や山間部での柑橘類を中心とした作型で営農されている。今後も現状の作型を維持するため、農業後継者や担い手の確保・育成をすすめ、地域農業の担い手に農地を集積していくことで、産地を維持していく。
鳥獣による被害も多いため、電気柵などの早急な対策を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。□

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手への農地集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	地域の農業を農地中間管理機構を活用し、担い手の規模拡大・所有者の貸付意向に配慮しながら、段階的に集約化を図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	地元での話し合いにより必要となった場合に取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	新規就農者などの新たな農業者の確保を進め、将来の地域農業の担い手として育成していく。 農家の世代交代を円滑に進められるよう、県・市・JAとも連携して取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	必要に応じて取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、農作物の被害防止を図る。